

# 別添 1

## 「保険診療に係る保険証の取扱い等について」

### 1 保険証の発行（交付）終了及び有効期間（経過措置）について

令和6年12月1日交付をもって終了となります（氏名変更や紛失等があった場合も再交付が行えません）。

なお、有効な保険証は、経過措置により、令和6年12月2日以降1年間はご利用できます（経過措置期間中に資格喪失する場合は、資格喪失の前日まで有効）。

### 2 「資格情報のお知らせ（個人番号の下4桁を含む）」の送付について

マイナ保険証では、資格情報の目視確認が困難となることから自身の資格情報を簡易に把握できるようにするためのものとして、医療保険者等の把握している資格情報（個人番号の下4桁を含む）を施行前にあらかじめお知らせし、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用いただけるようにすることを目的として送付するものです。

#### （1）対象者

「資格情報のお知らせ」作成時点において、当組合の資格情報と個人番号の紐づけが完了している組合員及びその被扶養者

#### （2）送付方法

- ① 組合員及びその被扶養者・・・お勤め先を經由し、組合員に配付します。
- ② 任意継続組合員及びその被扶養者・・・自宅へ送付します。

#### （3）送付時期

令和6年10月下旬以降順次送付

#### （4）送付内容

別添2（イメージ）のとおり

### 3 保険診療を受ける際、医療機関等で提示するもの

#### （1）令和6年12月1日以前は次のいずれかを提示してください。

- ① 現行の保険証
- ② マイナ保険証

#### （2）令和6年12月2日以降は次のいずれかを提示してください。

- ① マイナ保険証
- ② マイナ保険証＋資格情報のお知らせ（※1）（又はマイナポータル画面）
- ③ 資格確認書（※2）
- ④ 現行の保険証

※1 「資格情報のお知らせ（又はマイナポータル画面）」を利用する場合について

「資格情報のお知らせ（又はマイナポータル画面）」については、

マイナ保険証単独での保険診療を受けることができない場合に、マイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。

- (例)・医療機関等に顔認証付きカードリーダー（以下、「カードリーダー」という。）が設置されていない
- ・カードリーダーや資格確認端末の機器の不具合（故障）
  - ・マイナンバーカードの不具合や更新忘れ
  - ・停電、施設の通信障害、広範囲のネットワーク障害等

#### ※2 「資格確認書」

保険証の発行（交付）終了後、マイナ保険証が基本となりますが、マイナンバーカードの健康保険証利用の登録を行っていない、またはマイナンバーカードを所持していない場合に当組合から発行（交付）します。

なお、発行（交付）方法については詳細が決まり次第お知らせします。

#### 4 マイナ保険証による受診の留意点

- (1) 健康保険証利用の登録をしたマイナンバーカードを、初めてマイナ保険証として使用する場合や新規資格取得をした場合は、マイナポータルサイトで資格情報の確認をしてください。

※ 法令上資格取得時にお勤め先からマイナンバー（個人番号）の報告が必要となります。なお、お勤め先から当組合に報告を受けてから原則、5日以内にデータ登録が完了し、マイナ保険証による受診が可能となります。

※ 医療機関等の端末において「資格（無効）」、「資格情報なし」等の表示がされる場合がありますが、新たな保険者等が資格情報をシステムに登録し、又は確認作業が終了次第解消していくものです。

- (2) 受診する医療機関等にカードリーダーが設置されていることを確認してください。

- (3) 上記（1）及び（2）によりマイナ保険証の受診が可能と判断された場合でも、機器不良等のトラブルによりマイナ保険証によるオンライン資格確認（※）ができないケースがあります。

※ オンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができることをいいます。

- (4) マイナ保険証によるオンライン資格確認が行うことができない場合に、マイナポータル画面や保険証の提示により資格確認が可能となりますが、それでも資格確認が行えない場合は、医療機関等の窓口で「被保険者資格申立書」を記入することにより受診が可能となります。